

土木工事共通仕様書の一部訂正について（令和元年9月）

箇所	頁数	訂正前	訂正後(訂正箇所:赤字の部分)
2-2-6-1 7. 異常な混和剤使用時の注意	P2-21	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保存期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保存期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。
2-2-6-1 9. 異常な混和材使用時の注意	P2-22	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保存期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めた混和材の使用にあたって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保存期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和材は使用してはならない。